

秘	
指定者	厚生労働省労働基準局 監督課長
(有)・無期限	
平成18年9月22日から 平成18年9月21日まで	

基監発第 0922002 号  
平成 18 年 9 月 22 日

都道府県労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

偽装請負の解消に向けた当面の取組に係る具体的な取扱について

偽装請負の解消に向けた当面の取組については、平成 18 年 9 月 4 日付け基発第 0904001 号、職発第 0904001 号「偽装請負の解消に向けた当面の取組について」(以下「局長通達」という。)により指示されたところであるが、その具体的な取組に当たっては、平成 18 年 9 月 22 日付け基監発第 0922001 号、職需発第 0922001 号「偽装請負の解消に向けた当面の取組に係る留意事項について」(以下「課長内かん」という。)のほか、下記に留意の上、適切に実施されたい。

記

- 局長通達記の 2 の相互情報提供については、以下によること。
  - 労働基準監督署(以下「署」という。)において、職業安定部又は需給調整事業部の需給調整事業担当課室(以下「需給担当課」という。)から情報提供された事案について、疑義がある場合には、労働基準部監督課(以下「監督課」という。)を経由して需給担当課に対し照会すること。
  - チェックリストにより情報提供した事案に係る指導内容について、需給担当課から照会があった場合には、その概要(例 安全衛生関係について指導した等)について情報提供すれば足りること。
  - 課長内かん [REDACTED] 別紙 1 の様式により行うこと。
- 局長通達記の 3 の共同監督については、平成 12 年 8 月 30 日付け基発第 543 号、職発第 558 号「都道府県労働局における労働基準行政と職業安定行政と

の連携について」記の第2及び別表1により、共同監督の実施対象を示しているところであるが、今般、新たに、大規模製造業等に対し、共同監督を実施することとしたこと。

3 局長通達記の4の労働安全衛生法等違反を原因とする死亡災害等重篤な労働災害に係る情報提供については、以下により実施するものとする。

(1) 情報提供の事案について

ア

イ

(2) 情報提供の時期及び範囲について


別紙2により監督課を経由して行うものとする。

当該災害に係る労働者に労働者派遣法の適用があると考えられる事実を把握した時点において判明している事実関係を情報提供すること。

なお、

配意すること。

(3) 関係書類等領置後の需給担当課からの照会への対応等について

- 
- 4 局長通達記の5の(2)の「製造業に加え、その他の業種においても」とあるのは、平成18年2月14日付け基発第0214001号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」記の9の(2)のアにより指示されたとおり、製造業のみならず運輸業、倉庫業等も対象とするものであること。

## 偽装請負事案監督指導結果報告書

情報提供 收受日	情報番号	発注者（派遣先）事業場名	監督指導実施 の有無	措置状況			
				指導票交付	是正勧告書交付	使用停止等	司法

（記載要領）

- 1 「監督指導実施の有無」欄には、情報提供に基づき監督指導を実施した場合に「○」を付すこと。
- 2 「措置状況」欄には、1による監督指導において講じた措置に「○」を付すこと。

## 死亡等重大災害報告

1 発生日時 平成 年 月 日 ( )

2 発生場所 県 市

3 事業場名

4 災害発生状況

5 法違反の状況

(例) 労働安全衛生法違反

6 被災者名等

氏名(年齢)	性別	所属	職種	被災程度

7 被災労働者の就労実態について(労働者派遣法の適用があると考えた根拠を記入すること。)

(例) 契約上は、〇〇(株)と〇〇興業は業務請負契約を締結しているが、〇〇興業の労働者の就労実態は〇〇(株)の労働者の指揮命令を受けるなど、労働者派遣法の適用を受ける実態にあることが確認された。